

### (03) 児童扶養手当受給状況

制度の目的 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の自立の促進による、児童の福祉の増進を目的に児童の父母又は養育する者に支給されます。

受給資格者 児童の父母、養育者

支給対象児童 ①18歳に達した年度末までの児童 ②20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童

主な資格喪失理由 ①父母の婚姻 ②施設入所(児童のみ※親子で入所した場合は喪失に当たらない)  
③児童を監護しなくなった  
④児童が18歳の年度末に達した又は20歳の誕生日を迎えた などが該当します。

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村名	児童扶養手当																
	受給者数	支給停止者数	受給者内訳								児童数別						支給児童対象数
			世帯類型別								児童数別						
			離別	死別	未婚	障害	遺棄	その他	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上			
増毛町	29	4	20	0	7	0	0	2	15	10	4	0	0	0	47		
小平町	10	4	8	0	2	0	0	0	8	2	0	0	0	0	12		
苦前町	12	8	8	0	2	0	0	2	6	4	2	0	0	0	20		
羽幌町	51	9	46	1	3	0	1	0	29	18	3	0	1	0	79		
初山別村	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2		
遠別町	14	5	11	0	0	0	0	3	6	6	1	1	0	0	25		
天塩町	22	11	18	0	1	0	0	3	12	9	0	1	0	0	34		
町村計	140	41	112	1	16	0	1	10	78	49	10	2	1	0	219		
留萌市	177	14	152	1	11	0	0	13	92	62	18	3	2	0	292		
市町村計	317	55	264	2	27	0	1	23	170	111	28	5	3	0	511		

### (04) 児童手当支払状況

制度の目的 児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に手当が支給されます。

受給資格者 ①児童の父母 ②未成年後見人 ③父母指定者

支給要件児童 15歳に達した年度末までの児童

主な資格喪失理由 ①日本国内に住所を有しなくなった ②他市町村へ転出 ③支給要件児童と別居することとなった  
④支給要件児童が児童福祉施設へ入所した などが該当します。

(令和3年3月31日現在)

区分 市町村名	0～3歳未満				3歳～小学校就学前				中学生		特例給付		支出総額 (千円)
	被用者		非被用者		第1子・第2子		第3子以降						
	延べ児童数	支出額(千円)	延べ児童数	支出額(千円)	延べ児童数	支出額(千円)	延べ児童数	支出額(千円)	延べ児童数	支出額(千円)	延べ児童数	支出額(千円)	
増毛町	309	4,635	161	2,415	1,633	16,330	504	7,560	706	7,060	118	590	38,590
小平町	251	3,765	113	1,695	1,217	12,170	236	3,540	440	4,400	182	910	26,480
苦前町	255	3,825	235	3,525	1,516	15,160	349	5,235	562	5,620	146	730	34,095
羽幌町	516	7,740	280	4,200	3,017	30,170	674	10,110	1,257	12,570	231	1,155	65,945
初山別村	87	1,305	43	645	496	4,960	71	1,065	142	1,420	36	180	9,575
遠別町	162	2,430	94	1,410	1,179	11,790	207	3,105	412	4,120	142	710	23,565
天塩町	252	3,780	99	1,485	1,401	14,010	247	3,705	551	5,510	406	2,030	30,520
町村計	1,832	27,480	1,025	15,375	10,459	104,590	2,288	34,320	4,070	40,700	1,261	6,305	228,770
留萌市	1,793	26,895	275	4,125	7,895	78,950	1,456	21,840	3,938	39,380	347	1,735	172,925
市町村計	3,625	54,375	1,300	19,500	18,354	183,540	3,744	56,160	8,008	80,080	1,608	8,040	401,695